

第8編 業務〔防火管理業務の一部を受託する法人等の防火管理業務に関する教育担当者になるための知識、技能を有する者の指定〕

○防火管理業務の一部を受託する法人等の防火管理業務に関する教育担当者になるための知識、技能を有する者の指定

〔平成11年3月29日〕
〔告示第10号〕

大雪消防組合火災予防条例（昭和48年条例第17号）第41条第2項の規定に基づき防火管理業務の一部を委託する法人等の防火管理業務に関する教育担当者になるための知識、技能を有する者を次のとおり指定する。

- 1 財団法人札幌市防災協会が開催する防火管理業務の一部受託者の教育担当者講習を受講し、修了証が交付された者
- 2 消防長が1と同等と認めた講習を受講し、修了証が交付された者